

令和8年度

京田辺市営大住霊園使用者募集要領

1 募集事項

- 【墓地名称】 京田辺市営大住霊園
【墓地所在地】 京田辺市大住小林地内
【募集区画数】 5区画(104号、232号、272号、456号、603号)
【使用開始予定日】 令和8年11月1日
【1区画の大きさ】 1.44㎡(1.2m×1.2m) 巻石含む
【墓地使用料】 400,000円
【墓地管理料】 3,000円(年額)
※令和8年度は1,250円(5カ月分)

2 申込条件

◆申込みをされる方は、次の(1)～(7)のすべての項目に当てはまる必要があります。ただし、すでに大住霊園をご使用の方は申込みできません。

- (1) 自宅に遺骨を有すること。
(2) 火葬許可証の原本(火葬場管理者の署名、押印、火葬日の記入があるもの)を持っていること。

※火葬許可証の原本を確認しますので、申込時にご提示ください。

【注意】 次の書類では申込みできません。

- ・再交付(再発行)された火葬許可証
- ・火葬許可証の発行済証明書
- ・火葬証明書

} ※ただし、火葬する前に発行された証明書で、火葬場管理者の署名、押印、火葬日の記入があるものであれば、申込み可

- (3) 改葬又は分骨を目的としていないこと。
(4) 令和7年11月1日以前から京田辺市に住所(住民登録をしていること)を有し、令和8年11月1日時点で引き続き住所を有する見込みであり、直系親族を代表して墳墓の祭祀を主宰する人。
(5) 墓地の使用許可を受けた日から3年以内に墓碑を設置できること。
(6) 墓地使用料、令和8年度墓地管理料を一括納入できること。
(7) 令和9年度以降の墓地管理料を、市指定の金融機関で口座振替(毎年4月末頃)ができること。

3 申込書類

- ◆申込書類一式は、令和8年7月1日（水）から7月22日（水）まで、次の場所に備え付け、併せて京田辺市ホームページにも掲載します。
 - (1) 京田辺市役所3階 環境政策課
 - (2) 北部住民センター
 - (3) 中部住民センター
 - (4) 三山木福祉会館
 - (5) 南部まちづくりセンター

4 申込方法

- ◆申込みをされる方は、**火葬許可証の原本**を持参のうえ、**令和8年度京田辺市営大住霊園使用申込書**を市役所3階環境政策課までお持ちください。
 - ※郵送による申込みはできません。
 - ※申込書裏面のチェックリストを記入してください。
 - ※申込者本人以外の方が申請に来られる場合は、**委任状**をお持ちください。
 - ※火葬許可証の原本は受付時に確認した後、返却します。

- ◆申込受付期間
令和8年7月1日（水）から7月22日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- ◆申込受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

- ◆申込受付場所
京田辺市役所3階 環境政策課

- ◆現地見学
募集区画見学のための市営大住霊園への出入りは自由です。
募集区画の場所は別添「募集区画位置図」をご参照ください。

5 抽選

(1) 申込者が募集区画数（5名）以下の場合

- ・申込者を当選者として決定します。

(2) 申込者が募集区画数（5名）を超えた場合

- ・公開抽選会を行い、5名の当選者を決定します。
- ・落選者の中から、1名の補欠抽選者を決定し、当選者が使用許可申請手続き（後記6 当選後の手続き）を辞退された場合に、使用許可申請を受け付けるものとします。

◆抽選番号等の通知

- ・抽選番号通知書は、令和8年8月上旬に発送する予定です。
- ・通知書が令和8年8月14日（金）までに到着しない場合は、市役所環境政策課までお問い合わせください。

◆公開抽選会

- 【日時】 令和8年8月26日（水）午前10時から
- 【場所】 京田辺市役所 3階 305会議室

※抽選会への参加は、申込みの条件ではありません。参加された場合、当選者および補欠当選者を決定するくじを引いていただく場合があります。

◆抽選結果の通知

- ・抽選結果については、申込者全員に、令和8年8月26日（水）付けで郵送にてお知らせします。
- ・当選者の抽選番号は、令和8年8月26日（水）の抽選会終了後から9月9日（水）までの間、市役所環境政策課前に掲示します。
- ・抽選結果についての電話でのお問い合わせについては、お答えできません。

※当選後において、偽りその他不正な手段によつての当選であることが判明した場合は、当選を取り消します。

6 当選後の手続き

◆使用許可申請手続

- ・当選された方は、市役所環境政策課へ**当選の通知書**、**火葬許可証の原本**及び**当選者の住民票**を必ず持参の上、墳墓地使用許可申請書を提出してください。
※火葬許可証の原本は、市でコピーを取った後に返却します。

◆使用許可申請受付期間

- ・令和8年8月26日（水）の抽選会終了後から
令和8年9月25日（金）まで
（期限までに手続を行わない場合は、当選を辞退したものとみなします。）

◆墓地使用料及び墓地管理料の支払い方法

- ・墳墓地使用許可申請書の審査が終了した後、20日以内に市指定の納入通知書により、**墓地使用料（400,000円）**及び**墓地管理料（令和8年度5カ月分：1,250円）**を下記の「納付場所」にて納付してください。

○納付場所

1	京田辺市役所	
2	金融機関	京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都やましろ農業協同組合、近畿労働金庫

- ・令和9年度以降の墓地管理料（3,000円）については、毎年4月末頃に市指定金融機関の口座から口座振替により納付していただくこととなります。つきましては、規定の期日までに、下記の「口座振替手続場所」のいずれかの金融機関で口座振替の手続きをしてください。

○口座振替手続場所

金融機関	京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行
------	---

◆墳墓地使用許可証の交付

- ・墓地使用料及び墓地管理料の納付確認後、**墳墓地使用許可証**を交付します。

7 墓地使用上の注意

◆使用の取消

次の項目に該当する場合は、京田辺市墓地条例により、墓地の使用を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は墳墓地を転貸したとき。
- (3) 市長が許可条件とする墳墓地の維持管理をしないで放任のまま3年が経過したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 京田辺市墓地条例又は同条例施行規則若しくは市長の付した条件に違反したとき。
- (6) 墓地管理料を3年間納入しないとき。
- (7) 許可を受けた日から起算して3年を過ぎても墓碑を設置しないとき。

◆墓碑等設置基準

墓碑等の設置基準は、次のとおりです。違反した場合は、使用者の負担と責任で是正していただきます。

- (1) 墓碑等の工作物の高さは、墓地面から180センチメートル未満とする。
- (2) 囲障の高さは、墓地面から30センチメートル未満とする。
- (3) 巻石に穴を開けたり、固定金具やモルタルを除去してはならない。
- (4) 巻石の上部に工作物を載せたり、張り出すように設置してはならない。
- (5) 墓石には必ず建立者（施主）として、墳墓地の使用を許可された者の氏名を刻字すること。
- (6) 墓地内で文字彫刻工事をしてはならない。

問い合わせ先

京田辺市経済環境部 環境政策課（庁舎3階）
住所 〒610-0393 京田辺市田辺80
電話 0774-64-1366